

千葉県告示第571号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により指定医療機関として次のとおり指定したので、同法第24条の規定により告示します。

令和5年7月7日

千葉市長 神谷俊一

【病院・診療所】

名称	所在地	指定期間
医療法人社団凜華会 幕張ももの木クリニック	千葉市花見川区幕張町6-79-17	令和5年5月1日から 令和11年4月30日まで
島野眼科医院	千葉市中央区今井2-9-1	令和5年6月1日から 令和11年5月31日まで
ちばでら皮フ科	千葉市中央区千葉寺町1194-3 2階202号室	令和5年7月1日から 令和11年6月30日まで

【薬局】

名称	所在地	指定期間
さいが薬局	千葉市花見川区畑町1421-7	令和5年5月1日から 令和11年4月30日まで
有限会社 千葉漢方薬局	千葉市中央区本千葉町7-8	令和5年7月1日から 令和11年6月30日まで

【訪問看護事業者等】

名称	所在地	指定期間
訪問看護ステーション 結び愛	千葉市稲毛区天台5-21-12 2F	令和5年7月1日から 令和11年6月30日まで
みやこ訪問看護ステーション	千葉市中央区都町2-11-6 両総ビル1階	令和5年7月1日から 令和11年6月30日まで